

工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用内容【概要】

1. 対象とする「主要な工事材料」

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料《H形鋼、異形鋼棒、鋼矢板、ガソリン、軽油等》

2. 対象工事

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格又は購入価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、契約金額よりも1%以上変動する工事

※1 「鋼材類」「燃料油」それぞれで1%以上変動を判断

※2 見積による随意契約にて契約締結した工事については適用しない

3. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求⇒工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出(必須)

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

※ 燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

4. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場(工場製作の場合は製造工場等)に搬入された月の実勢価格

※ 複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

※1 複数回に分けて購入した場合は、月ごと購入数量で加重平均

※2 月ごとの購入数量が不明な場合は、工期中の各月の平均

5. スライド額の計算で用いる対象数量

・ 設計図書に記載された数量

・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

6. スライド額(S)の計算

【鋼材類】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量(上記5) … (注)

+) 【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量(上記5) … (注)

－) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額(S)

※ 乙が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

7. その他

① 部分引渡しをした工事の部分については、単品スライド条項を適用できない。

② 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、工期満了前、かつ、8月29日まで